

第3次新座市一般廃棄物処理基本計画 —概要版—

● 計画策定の目的

第3次新座市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、本市における今後の一般廃棄物処理の長期的・総合的な計画を定めるものです。

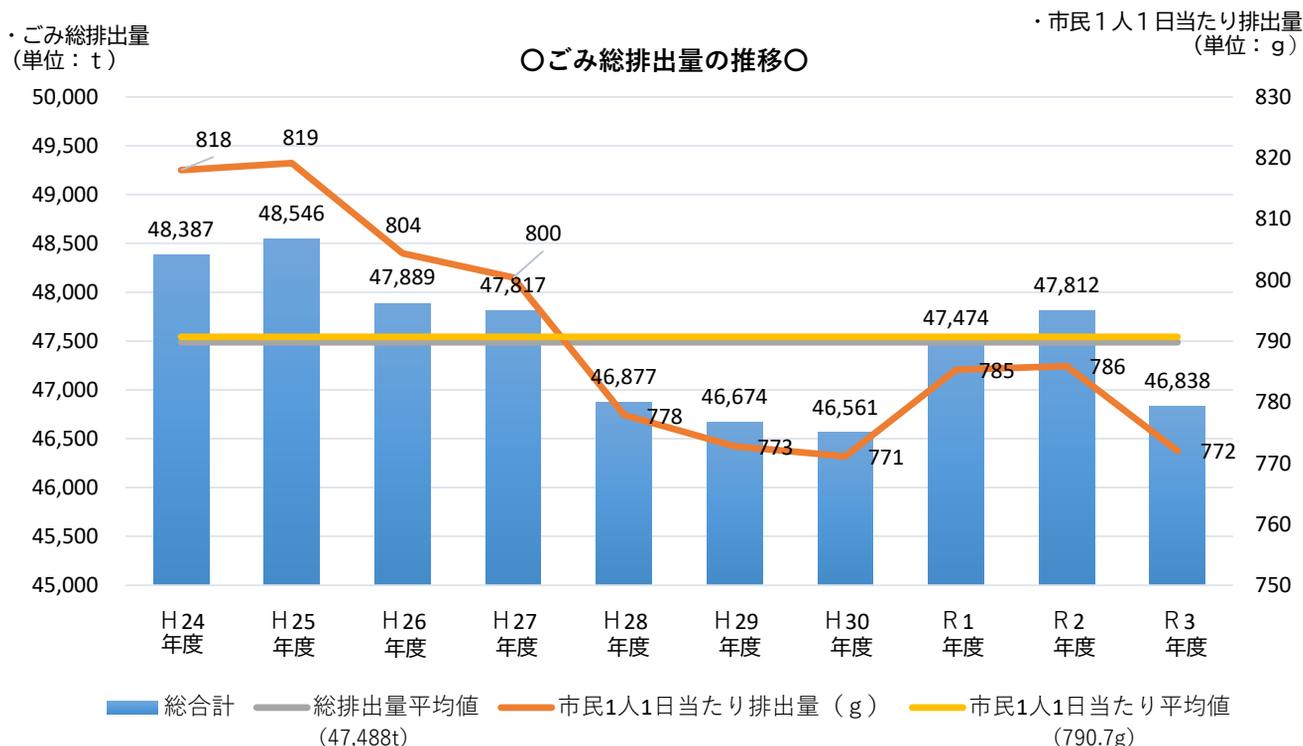
● 計画の期間

本計画は、令和5年度を初年度、令和14年度を目標年度とする10年間を計画期間とし、一般廃棄物処理の基本方針について策定するもので、社会情勢や計画の進捗状況により見直しを行います。

ごみ処理基本計画

● ごみ排出量の推移

○過去10年間のごみ排出量の推移を確認すると、全体では減少傾向にありますが、資源プラスチック、ペットボトル、粗大ごみ等は20～30%増加しています。
また、事業系ごみの排出量は、ほぼ横ばいで推移しています。



● 基本理念

将来のごみ排出量を減量し、持続型社会の実現していくためには、市民・事業者・市が一体となり、家庭生活や事業活動等あらゆる場面において、“4R”「ごみになるものを持ち込まない（断る＝Refuse、リフューズ）」「ごみにしない（発生抑制＝Reduce、リデュース）、繰り返し使う（再使用＝Reuse、リユース）、ごみを再生利用する（再生利用＝Recycle、リサイクル）」を推進するための創意工夫を重ね、努力していく必要があります。そこで、この計画の基本理念を次のとおりとします。

市民・事業者・市が協働し、ごみの少ない持続可能なまちを目指します

● 基本方針

過去10年間の排出状況は、市民・事業者等のリサイクルに対する意識が向上した結果、ごみ排出量は、人口が増加している中で減少傾向が見受けられる状況です。

しかしながら、今後は温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンゼロシティ宣言を行っていることから、更なる循環型社会の構築を目指していかなければなりません。

そこで、基本理念の達成に向けて、次の3つの基本方針を定めます。

1： ごみの排出抑制や分別の徹底による減量化の推進

2： 家庭系・事業系ごみの更なる再資源化の推進

3： 市民・事業者・市の連携と協働の拡大

● ごみ減量化数値目標

(1) 「市民1人1日当たりのごみ排出量（総計）」を、令和3年度比で約6%減とします。

(2) 「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を、令和3年度比で約7%減とします。

(3) 「事業系ごみ排出量」を、令和3年度比で約5%減とします。

○ 「1人1日当たりのごみ排出量」

		令和3年度実績値	具体的な数値目標
新座市	令和3年度比で約6%削減	772 g	725 g

○ 「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」

		令和3年度実績値	具体的な数値目標
新座市	令和3年度比で約7%削減	474 g	440 g

○ 事業系ごみ総排出量

		令和3年度実績値	具体的な数値目標
新座市	令和3年度比で5%削減	8,998 t	8,538 t

●市民・事業者・市の協力体制に関する目標

家庭生活や事業活動等あらゆる場面において、「ごみにしない、繰り返し使う、ごみは資源である」ことを意識し、ごみの減量化、循環型社会への方向転換を、市民・事業者・市が一体となり効率的に進めていくために、それぞれの行動と役割の目標を次のとおり定めます。

市民・事業者・市の行動と役割の目標

市民

～市民のごみ発生抑制につながるライフスタイルへの転換～

(1) 4Rの取組の推進

- ① Refuse（リフューズ）：ごみになるものを断る
- ② Reduce（リデュース）：ごみの発生を抑制する
- ③ Reuse（リユース）：再利用を考える
- ④ Recycle（リサイクル）：ごみを分別し、再資源化を推進する

(2) 食品ロス削減の推進

- ① 生ごみ減量の推進
- ② フードドライブへの参加

事業者

～事業者のごみ発生抑制につながる事業スタイルへの転換～

- (1) 生産、流通、販売段階での改善
- (2) 店頭、販売店回収の促進
- (3) 食品廃棄物の排出抑制

市

～啓発・支援などのごみ発生抑制策の促進～

- (1) 市民・事業者への働きかけ
- (2) 廃棄物減量化・再資源化に関する情報の提供
- (3) 廃棄物減量化・再資源化事業の支援

生活排水処理基本計画

● 生活排水に係る理念・目標

都市化の進展やライフスタイルの変化に伴い、生活排水は増加していますが、下水道整備の普及により河川の水質改善は進んでいます。快適な水環境を求めていくためには、今後もより一層の水質改善に努めなければなりません。

また、河川の水質汚濁防止、公共用水質の保全及び生活環境の改善を図るため、公共下水道整備事業と並行し、下水道計画の定めのない区域の合併処理浄化槽の設置を推進し、市民の生活環境をより良好なものにします。

● 生活排水処理施設整備の基本方針

下水道計画の定めのない区域においては、合併処理浄化槽の設置を促進していきます。

また、公共下水道事業については、昭和49年度に事業を着手し、事業許可範囲区域については整備を進めてきた結果、市街化区域内の整備はおおむね完了しています。今後、市街化調整区域を含めた事業区域内の計画的な整備を進めていくことが必要です。

● 生活排水処理率の目標

行政区域内で発生する生活排水については、公共下水道（水洗化）及び合併処理浄化槽により全て処理することを目的としています。

生活排水処理基本計画は、埼玉県生活排水処理施設整備構想が令和7年度に生活排水処理人口普及率の100%の達成を目指すことから、生活排水処理基本計画においても同様に令和7年度の生活排水処理率について、100%の達成を目標とします。

年 度	現 行 (令和4年度)	目 標 (令和7年度)
生活排水処理率 (%)	93.9	100

● 住民に対する広報・啓発活動

生活排水対策の必要性や重要性を周知するため、次のとおり広報・啓発活動を行います。

1 生活雑排水の排出抑制対策及び適正処理の必要性の啓発

2 し尿、生活雑排水への異物混入防止の呼び掛け

3 公共下水道への接続が可能な世帯に対する接続指導の実施

4 浄化槽の清掃及び定期的な保守点検・定期検査の実施

5 水質汚濁の防止及び節水の推進の呼び掛け

6 単独浄化槽から合併浄化槽への転換の必要性の啓発